

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

令和3年7月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和3年7月28日（水曜日） 午後3時から	東かがわ市湊1806番地2 東かがわ市交流プラザ第1市民会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和3年7月20日（火曜日）まで（日曜日、土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び高松市都市整備局都市計画課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

東かがわ都市計画道路の変更案の概要

1 都市計画道路中3・4・4号白鳥中央線を3・5・4号白鳥中央線に、3・5・5号寺町国道線を3・5・5号白鳥国道連絡線に名称を改め、2路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域 延 長	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地		構 造 形 式	車 線 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹線街路	3 ・ 5 ・ 4	白鳥 中央線	東かがわ市 大字伊座 字池繁	東かがわ市 大字湊 字岡前	東かがわ市 大字白鳥 字田高田	約3,280m	地 表 式	2 車 線	12 m	—	大 臣 同 意
幹線街路	3 ・ 5 ・ 5	白鳥 国道 連絡線	東かがわ市 大字白鳥 字田高	東かがわ市 大字白鳥 字田中	東かがわ市 大字白鳥 字田高田	約550m	地 表 式	2 車 線	12 m	幹線街路と 平面交差 1箇所	大 臣 同 意

2 都市計画道路中3・4・2号停車場海岸線、3・4・3号停車場伊座線、3・5・6号津田白鳥引田線を廃止する。

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び東かがわ市事業部都市整備課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。